

令和4年度改定

西東京市公設民営保育園の民設民営化計画（実施計画） 素案

都が土地・建物を所有する公設民営保育園の運営事業者の選定方法について協議調整を行った結果をふまえ、実施計画の見直しを行います。

1 実施スケジュール

(1) 民設民営化の実施時期

民設民営化の実施スケジュールは、表Ⅰのとおりとします。

表Ⅰ 民設民営化の時期

運営事業者の審査等の開始時期	民設民営化の時期	実施園
調 整 中		

(2) 園ごとの主なスケジュール

民設民営化に係る園ごとの主なスケジュールは、表Ⅱまたは表Ⅲのとおり実施することを基本とします。

表Ⅱ 市が土地・建物を所有している場合

時期		内容など
民設民営化移行2年度前 (移行3年度前(※))		民設民営化する園での保護者説明会等の実施
民設民営化 移行1年度前 (移行2年度前(※))	第1～第2 四半期	審査会の設置及び審査 (保護者、事業者の意向調査等を含む)
	第3四半期	運営事業者決定のお知らせ
民設民営化移行年度		民設民営保育園として開園

表Ⅱのスケジュールにしたがって実施していく中で、審査会における選定において現在の委託事業者が選定に至らなかったときや、土地・建物の貸主との調整が整わ

ない場合は、公募による選定手続へと移行することになります。

表Ⅲ 都が土地・建物を所有している場合

時期		内容など
民設民営化移行2年度前 (移行3年度前(※))		民設民営化する園での保護者説明会等の実施 参入希望の事前確認(現在の委託事業者を含む)
民設民営化 移行1年度前 (移行2年度前(※))	第1～第2 四半期	審査会の設置及び審査 (保護者、事業者の意向調査等を含む)
	第3四半期	運営事業者決定のお知らせ
民設民営化移行年度		民設民営保育園として開園

民設民営化に係る要件を公表し、参入希望の事前確認を行った上で、参入希望を事前に意思表示した法人について民設民営化後の運営法人の選定に係る審査手続を行います。

- (※) 表Ⅱ、表Ⅲによる選定の結果、現在の委託事業者が運営を引き継がない場合
移行1年度前には、引継ぎ保育(現在の委託事業者・民設民営化後の運営事業者による合同保育)等を行い、円滑な移行を図っていくこととします。

2 実施計画の見直し

実施計画に記載されていない園については引き続き調整を行います。

現行の実施計画に事情変更が生じた場合は、必要に応じて、見直しを行います。